

# 居宅介護支援事業所 ディアーズ 運営規定

(事業の目的)

## 第1条

有限会社ディアーズが開設する居宅介護支援事業所ディアーズ(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援の事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理経営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

## 第2条

1 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅に置いて日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 居宅介護支援事業所 ディアーズ

所在地 函館市桔梗2丁目11番9号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者1名(常勤職員1名 主任介護支援専門員兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供に当たるものとする。

2 主任介護支援専門員1名(常勤職員1名 管理者兼務)

3 主任介護支援専門員1名以上(常勤もしくは非常勤職員)および介護支援専門員1名以上(常勤もしくは非常勤職員)を配置する場合あり。

2、3は居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

1 利用者の相談を受ける場所

事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

2 使用する課題分析票の種類

利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。

3 サービス担当者会議の開催場所

利用者の居宅またはその他必要と認められる場所において開催する。

4 介護支援専門員の居宅訪問頻度

原則、月1回以上必要に応じて訪問するものとする。

5 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者からの利用料の支払が発生する場合は負担割合に準じる。

6 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

- ① 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 800円
- ② 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 1500円

7 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、函館市(旧戸井町、恵山町、南茅部町、椴法華村を除く)北斗市、七飯町とする。

(苦情処理)

第8条 当事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書等の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

#### 第9条

- 1 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族、関係事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報保護)

#### 第10条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待を防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待の防止に関する担当者を管理者とする。
  - (4) 虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修機関や関連団体を実施する研修や当該事業所内の研修の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3か月以内
- 2 継続研修 年1回以上
- 3 虐待防止に関する研修を実施する。
- 4 ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加する。

- 5 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
- 6 従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 7 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう）から5年間は保存するものとする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ディアーズと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日に一部改正した。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日に一部改正した。

この規定は、令和 6 年 3 月 28 日に一部改正した。